

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第125号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

事務所に次の職員を置く。

所長

管理係長

補償係長

工事係長

計画換地係長

その他の職員 若干人

第5条を次のように改める。

(事務の概目)

第5条 事務所において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 伏見西部第三地区土地区画整理事業、伏見西部第四地区土地区画整理事業及び伏見西部第五地区土地区画整理事業の施行に関すること。ただし、市街地整備課の所管に属するものを除く。
- (3) 工事の設計、施行、監督及び軽易な検査に関すること。
- (4) 工食用材料等の現場検収に関すること。
- (5) 土地区画整理審議会に関すること。

(6) 土地区画整理事業評価員に関すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)